

**離職から2年以内、又は、
休業等で離職と同程度の状況にあり、
家賃の支払いに困っている方**

「住居確保給付金(家賃相当額)」

を一定期間支給します

失業してしまった。
次の仕事がなかなか
見つからない。

仕事はしている
けど収入は少なく
安定しない。

就職活動に専念したい
けど、その間の家賃は
どうしよう？

家賃が払えない。



ご相談ください！！

～相談無料～ 相談者の方の秘密は厳守します！

(相談窓口) **自立相談支援センターたかまつ**

TEL 087-802-1081

詳しくは裏面をご覧ください。



住居確保給付金の支給対象者要件



- ・離職等の日から2年以内であること。
(又はやむを得ない休業等により、離職等と同程度の状況にあること。)
- ・世帯の生計維持者であること。
- ・誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
(受給者によって要件が異なります。)
- ・経済的に困窮し住居を喪失又は喪失のおそれがあること。
- ・世帯全員の月の収入合計額が要件内であること。
- ・世帯全員の預貯金等の合計額が要件内であること。
- ・世帯全員のいずれもが、国及び地方自治体を実施する類似の給付等を受けていないこと。
- ・世帯全員のいずれもが暴力団員でないこと。

～相談から支給決定までの手順～



相談窓口でご相談ください。
担当者が支給要件に該当するかどうか確認
します。



支給要件に該当し希望される方は書類を揃えて申請へ。

- ・支給額には世帯人数により上限があります。
(初期費用・共益費・駐車場代・管理費等は対象外です。)
- ・支給期間は原則3か月(一定の条件により最長12か月まで可能)

令和2年度中の
新規申請の方のみ

支給決定後は常用就職を目指し求職活動開始!

- ・生活再建への支援プランに沿った活動(家計の改善、職業訓練等)
 - ・ハローワークへの求職申込、職業相談
 - ・企業等への応募、面接
- ※受給者によって要件が異なります。

*その他詳しくは下記へお問い合わせください。

〒760-0017 高松市番町二丁目1番1号
自立相談支援センターたかまつ
月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く)
8:30～17:15 TEL 087-802-1081

